

基本計画
分野別施策の推進

第1章 学び、創造する益子

第1節 生涯学習の推進

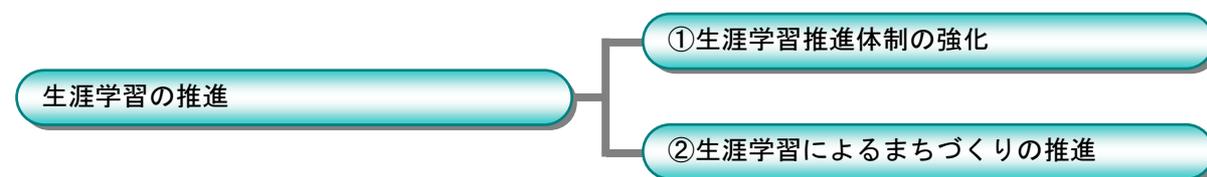
◆めざすまちのすがた

住民一人ひとりが、それぞれの年代や生活スタイルに応じて、自由に学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されています。

◆まちの現状と課題

- ▶ 生涯にわたり自らの意志で学び続けられる環境へのニーズは、定年を迎え、職場から地域に新たな活躍の場を求める高齢者などをはじめ、豊かでうまいのある生活を送りたいと願う住民の増加に伴い、ますます増大・多様化することが予想されます。
- ▶ まちでは、住民主体の生涯学習推進協議会や生涯学習地区推進会を中心に、地域一体となった推進体制を確立し、「自主教室」や「ましこいきいき講座」を通じた住民が互いに学びあえる環境づくりを支援してきました。
- ▶ 住民によるボランティアグループが結成されるなど、学びへの意欲は定着し、浸透しつつあるものの、活力ある地域づくりに結びつけるには、住民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、学んだ成果が地域に還元される仕組みづくりが求められています。
- ▶ だれもがいつでも、どこでも自由に学び、自己実現や地域貢献を可能にする仕組みを整備するとともに、住民の学習ニーズに応えられるよう、さらなる学習環境の充実に努める必要があります。

◆取組の体系



◆ 行政の取組

①生涯学習推進体制の強化

- ▶ 生涯学習推進員や生涯学習推進協議会を中心とした生涯学習推進体制の強化を図ります。
- ▶ 多様な学習ニーズに対応できるよう、「ましこいきいき講座」の充実を図るとともに、「自主教室」の開催を支援します。
- ▶ 学習ガイドブックや広報ましこ、町ホームページ等を活用し、住民に対して生涯学習活動に関する幅広い情報の発信を行います。
- ▶ 各種研修会等により、生涯学習ボランティアや学校支援ボランティアコーディネーター等の人材育成と資質の向上を図ります。
- ▶ 中央公民館や改善センター、あぐり館など既存施設の充実と有効活用を図ります。

②生涯学習によるまちづくりの推進

- ▶ 生涯学習の講座や研修会等を通し住民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、学んだ成果を活力ある地域づくりに活かせる仕組みづくりを進めます。
- ▶ 生涯学習活動のなかで誕生したまちづくりグループの活動の活性化と連携をさらに進めます。
- ▶ 学習成果の発表や団体同士の交流の場として、生涯学習振興大会等の充実を図ります。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 主体性を持ち、自主的な学習活動を行う。
- ▶ 自らの学習成果を積極的に地域へ還元する。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
ましこいきいき講座の講座数	162 講座	165 講座
自主教室の講座数	55 講座	60 講座

第2節 学校教育の推進

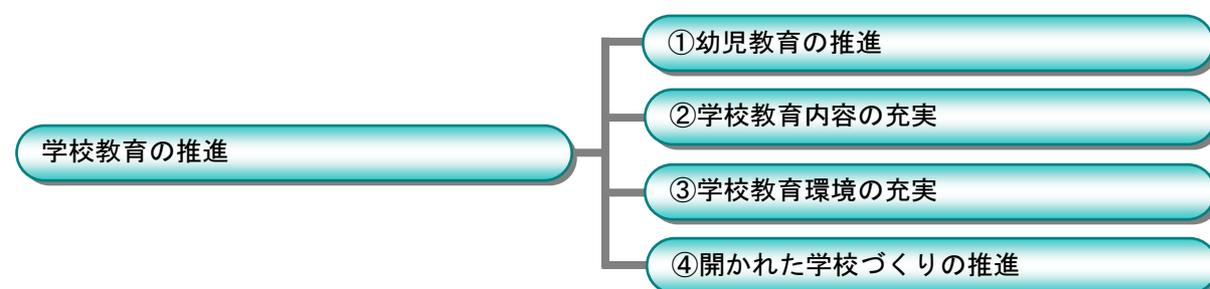
◆ めざすまちのすがた

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲を持った子どもたちが育っています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ 教育をはじめ、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、学力や規範意識の低下などの問題がみられるようになり、自ら学び、考え、判断し、行動できる子どもをはぐくむことは重要となっています。
- ▶ まちでは「ましこの人」づくりに向け、身近な自然を活用した環境教育や、地域の指導者・体験活動等による地域に根ざした特色ある学習、外国語指導助手（ALT）を配置した国際理解教育等、「生きる力」の育成と子ども一人ひとりの個性を活かす教育を推進しています。
- ▶ 幼児期における教育は、人間形成の基礎を培う重要な位置を占めることから、魅力的な幼稚園づくりの促進や就園の奨励等による幼児教育の振興を継続するとともに、町教育委員会や幼稚園、保育所、学校等の連携強化等、幼児期からの教育についてさらなる充実を図ることが必要です。
- ▶ すべての子どもたちに行き届いた教育とその環境が保障されるよう、教職員の資質向上や安心・快適な学校施設・設備の整備はもちろん、不登校やいじめなどの悩みを抱える児童・生徒に対するスクールカウンセラー等によるサポートや、障がいのある子どもたちが適切な教育を受けられる体制の充実が重要です。
- ▶ 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、地域一体となった学校運営や教育の推進が求められています。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①幼児教育の推進

- ▶ 保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園へ就園しやすい環境づくりに努めます。
- ▶ 地域と連携した魅力あふれる幼稚園づくりを促すとともに、子育て支援施策の充実を図ります。

②学校教育内容の充実

- ▶ 基礎基本となる学力の習得を図るとともに、世界にはばたく「ましこの人」の育成に向け、環境教育や地域の特色を活かした学習、コミュニケーション能力育成の充実など、「生きる力」と豊かな人間性をはぐくむための教育を推進します。
- ▶ 地域の食材や郷土料理を学校給食に導入し、家庭や地域との連携を進め、学校における食育を一層推進します。
- ▶ いじめや不登校など悩みを抱えた子どもや、障がいのある子ども等、関係機関との緊密な連携のもと、個々の特性に応じた教育実施体制の充実に努めます。

③学校教育環境の充実

- ▶ 安全面や衛生面等に配慮しながら、耐震改修や防犯設備の設置促進をはじめとした学校施設・設備の計画的な改修・改築に努めます。
- ▶ 安全パトロールの強化等、地域ぐるみで子どもたちの安全確保に努めます。
- ▶ 研修の充実等により、教職員の資質と指導力の向上を促します。

④開かれた学校づくりの推進

- ▶ 地域の人材や学校支援ボランティアの活用等、地域と連携した教育を推進するとともに、学校施設の開放や学校評議員による外部評価の推進等、地域との交流を深めます。
- ▶ 世代間交流の場への転用等、余裕教室の有効活用を図ります。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 子どもの個性を活かした学力・能力向上に家庭・地域が一体となって取り組む。
- ▶ 学校運営に積極的に参加する。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
長期欠席児童・生徒数	45人	30人
校舎・屋内運動場等の耐震化率	58.3%	75.0%

第3節 社会教育の推進

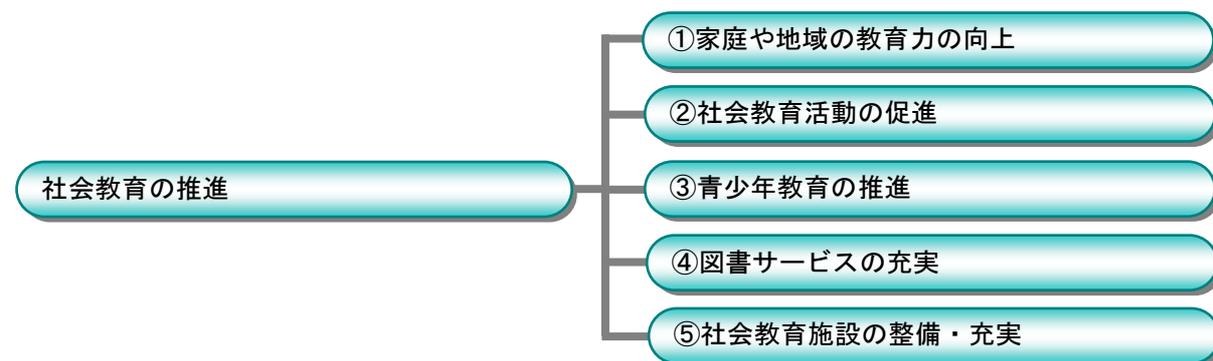
◆ めざすまちのすがた

まちの社会教育活動への参加率が上昇を続けるとともに、参加者から高い満足度が得られています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ 社会教育は、生涯学習を推進するうえで大きな役割を担っており、住民自らの意志で学習・活動ができるような体制の整備や、時代のニーズ・地域課題に対応した学習内容の充実等、まちが果たすべき役割も非常に重要なものとなっています。
- ▶ まちでは、住民が講師となり講座を開催する「いきいき講座」の開設等を通じ、青少年教育や成人教育、高齢者教育といった各年代に応じた社会教育、家庭教育や女性教育等の対象に応じた社会教育を支援しています。
- ▶ 急激な社会変化のなかで生じるさまざまな地域課題を解決するためには、活発な社会教育活動を促すことが必要であり、住民の学習意欲やニーズに応える講座・教室の開催や、青少年教育や家庭教育等については地域の住民がその重要性に対する理解を深め、積極的に活動に参画することが求められています。
- ▶ 活動の拠点となる、公民館やあぐり館、改善センターをはじめとする社会教育施設等は、多様な事業展開を図るため、さらなる施設の充実や機能的な運営について検討することが重要です。また、中央公民館内の図書室に関しては、住民のニーズに応じた図書の購入による蔵書の充実や利用者サービスの向上に努める必要があります。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①家庭や地域の教育力の向上

- ▶ 子どもの人間形成の基本となる家庭教育力の強化に向け、保育所や幼稚園、小中学校での家庭教育学級の充実に努めます。
- ▶ 地域内の世代間交流等を促進しながら、地域全体で子どもをはぐくむ力の向上を図ります。

②社会教育活動の促進

- ▶ 住民一人ひとりの学習ニーズに応じ、多様な講座・教室、講演等を開催します。
- ▶ 講座・教室等の受講生による自主サークルの設立を促進するとともに、サークル間の交流促進や活動の活性化を図ります。
- ▶ 指導者の研修会や団体相互の連絡調整会の開催等により、社会教育関係団体の育成に努めます。

③青少年教育の推進

- ▶ 青少年の学習活動やボランティア活動、地域活動への積極的な参加を促すとともに、各種講習会、研修会を開催し、地域で活躍する指導者やリーダーの養成を図ります。
- ▶ 青少年の健全育成に向け、関連機関との情報の共有化や意見交換を通し、地域での連携を図ります。

④図書サービスの充実

- ▶ ニーズに応じた蔵書の充実に努めるとともに、ボランティアの協力のもと、利用者サービスの向上や読書に親しむ機会拡大に努めます。

⑤社会教育施設の整備・充実

- ▶ 老朽化対策やバリアフリー化等、社会教育施設等の計画的な修繕や充実に努めるとともに、施設の有効活用や機能的な運営方法の検討を行います。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 高齢者や子どもたちが積極的に交流できるようにする。
- ▶ 主体性を持ち、自主的な学習活動を行う。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
家庭教育学級の年間延べ開催回数	102 講座	105 講座
中央公民館図書室の貸出冊数	12,303 冊	13,000 冊



～学校教育の推進について～

- ・子どもたちの教育の一環として、未来の国際化をめざし、英語教育に力を入れてほしい。
- ・老朽化した小学校は整備してほしい。
- ・子どもたちの安全を守るため、スクールガードとして、散歩の時間を登下校時間に合わせる。
- ・子どもたちが素直。自分からあいさつする姿にとても感心した。いつまでもそんなまちであってほしいと願っている。

～社会教育の推進について～

- ・公民館の施設が充実しており、活動も活発である。
- ・生涯学習の推進にふさわしい図書館の設置を希望。蔵書を増やしたり、夜間利用など、利便性を高めてほしい。
- ・地域の高齢者や子どもたちが集える場所として、公民館の活用を推進してほしい。



第4節 生涯スポーツの推進

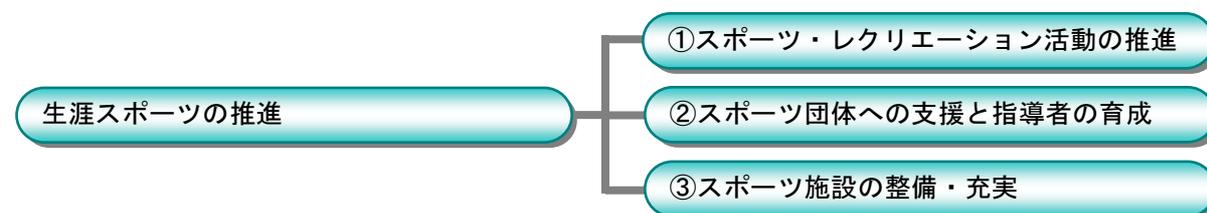
◆ めざすまちのすがた

子どもから高齢者まで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、楽しみ、交流を深め、健康増進と自己実現につながっています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ だれもが健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、住民のスポーツに対する意欲の向上や参加機会の充実が重要です。
- ▶ まちでは、住民が気軽にスポーツを楽しむきっかけづくりとして、チャレンジデーへの参加や各種スポーツ教室の充実、学校施設の開放による身近なスポーツの場の提供等を行っているものの、体育施設の利用者数が減少傾向にあるなどの課題もみられる状況です。
- ▶ 住民による主体的なスポーツ・レクリエーション活動を促すためには、自主グループ活動への支援や指導者の育成が必要であるとともに、住民のニーズに応える既存スポーツ施設・設備の有効活用を図ることが大切です。
- ▶ 子どもから高齢者まですべての世代の住民が継続的にスポーツに取り組みやすくなるよう、総合型地域スポーツクラブの設立・育成など環境づくりを進めながら、今後の高齢化社会に向けては、高齢者が気軽に参加できる軽スポーツの普及が求められています。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ▶ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層による参加を促すため、スポーツ情報の積極的な提供を図るとともに、スポーツイベント・大会の開催や参加、各種スポーツ教室の充実に努めます。
- ▶ 地域住民が自主的・主体的にスポーツ運営に参加し、だれもが気軽にスポーツを楽しめる場として総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。
- ▶ 住民の健康の保持増進を図るため、住民のスポーツに対する意欲向上を図るとともに、それぞれの年齢や体力に応じて取り組めるよう、軽スポーツの普及に努めます。

②スポーツ団体への支援と指導者の育成

- ▶ 体育協会やスポーツ少年団等、スポーツ・レクリエーション活動への支援を図るとともに、組織の育成・強化に努めます。
- ▶ 体育指導委員をはじめ、指導者の育成と資質向上、相互交流を促します。

③スポーツ施設の整備・充実

- ▶ だれもが快適にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、町民センター、南運動公園、北運動場、北公園の施設の適切な維持管理を行うとともに、学校施設の開放等、既存施設・設備の充実や有効活用に努めます。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 健康づくりのために、体育施設で体を動かす。
- ▶ 積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加する。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
週1回以上スポーツを行う住民の割合	27.0%	40.0%
体育施設の利用者数	198,526人	210,000人

第5節 芸術・文化の振興

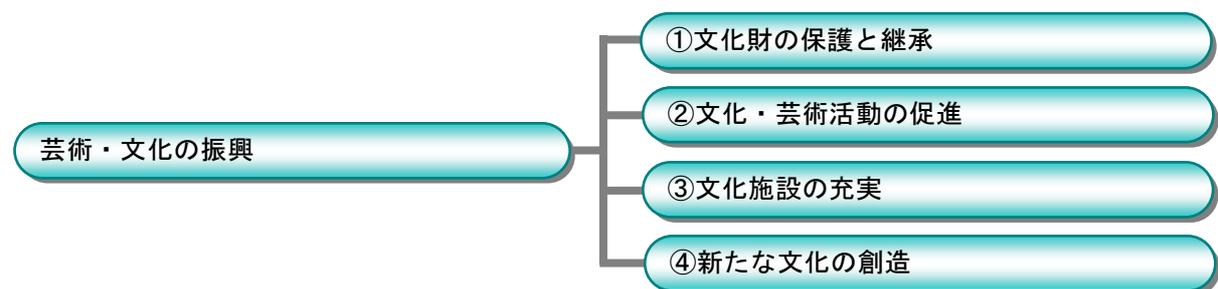
◆ めざすまちのすがた

私たちの誇りである伝統・文化財がみんなの手で大切に守られているとともに、住民一人ひとりが豊かな文化にふれながら生活し、意欲的な文化活動により、新たな地域文化が誕生しています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ ゆとりやうるおいといった心の豊かさを重視する社会的傾向が強くなるなか、精神的な充足感をもたらす芸術・文化への関心や参加意欲はますます高まりをみせています。
- ▶ まちには、綱・大倉神社や地蔵院、西明寺や円通寺等の歴史的建造物や祭礼、民俗芸能、埋蔵文化財、伝統工芸品としての益子焼等、数多くの文化資源が残されています。これらの貴重な財産を後世まで引き継ぐためには、住民の理解や愛護意識をさらに高め、関係団体等との協力のもと、継続的な保存・継承活動を推進することが必要です。
- ▶ 芸術・文化活動については、住民が積極的に運営等にたずさわる町民会館事業が展開されているものの、さらなる振興に向けては、住民の多様化するニーズに応じた魅力的な事業の招聘や文化関連団体への支援等、文化とふれあう機会を提供するとともに、利用しやすい施設の充実等が求められています。
- ▶ 住民が益子町に対する誇りと愛着を高められるよう、先人の守り伝えてきた郷土の歴史や文化を学び、次代に継承・発展させながら、日々さまざまな文化と親しむことで、地域に新たな文化がはぐくまれるよう支援することが重要となっています。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①文化財の保護と継承

- ▶ 文化財に関する資料の収集・作成や講演会・シンポジウムの開催等により、文化財の重要性を普及・啓発し、住民の愛護意識の高揚に努めます。
- ▶ 貴重な文化財が適切に管理されるよう、専門的知識を持つ職員の確保に努めるとともに、保護・保存・活用のために必要な調査・整備を行います
- ▶ 学校教育や社会教育での伝統芸能・文化に関する学習を促進するとともに、保存・保護団体の育成を図りながら、後継者の確保・育成を支援します。

②文化・芸術活動の促進

- ▶ まちの文化祭や芳賀地方芸術祭、町民会館等における自主事業など、住民が気軽に多様な芸術・文化にふれあう機会の充実を図ります。
- ▶ 地域の文化振興の担い手として、住民による自主的な活動を促進するため、芸術・文化団体や文化協会への必要な支援を推進します。

③文化施設の充実

- ▶ まちの各文化施設の適切な維持・管理や利便性の向上、利用促進に努めるとともに、老朽化した町民会館については計画的な整備を図ります。

④新たな文化の創造

- ▶ 住民の創意工夫のなかから、これまでの益子にない新たな地域文化を創造していく活動を促進します。
- ▶ 身近な地域資源を潜在的な文化資源として発掘し、新たな地域文化としての活用を努めます。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 文化財の維持管理をする。
- ▶ 主体的に芸術・文化活動に参加するとともに、まちの芸術・文化について理解を深める。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
文化財の指定・登録件数※	106件	106件
町民会館の利用者数（リハーサル室を含む）	33,581人	35,000人

※新たな指定・登録や天災被害等による解除も予想されますが、目標値については、現在指定を受けている文化財を確実に守っていくという考え方で設定しました。

第6節 国際交流・地域間交流の促進

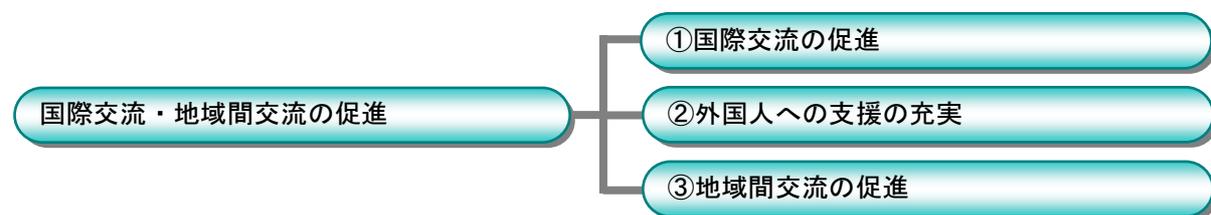
◆ めざすまちのすがた

多様な分野で、まちの個性を活かした国際交流・地域間交流が進められ、人づくりとまちづくりにつながっています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ 国際化の進展に伴い、地域における観光や居住を目的とした外国人の増加が予測されるなか、まちでは、中学生の海外派遣を推進しているほか、陶芸を通じた国際交流を支援しています。
- ▶ 国際化時代に対応するため、国際感覚を備えた人材を育てる国際理解教育の充実に努めるとともに、地域で暮らす外国人が安心して生活できるよう、外国語による情報提供等、生活に必要な支援のみならず、外国人を地域の一員として受け入れ、互いに尊重しあう多文化共生の考え方の普及が求められています。
- ▶ 経済やスポーツ、芸術・文化等、多様な分野での交流活動を促進することは、人を集め、文化をはぐくみ、まちに活力と魅力をもたらします。
- ▶ まちでは、窯業を架け橋とした産地交流や友好都市である北海道雄武町との交流を支援しており、イベント時のふれあいや小学生訪問等、人びとの親交は深められています。
- ▶ 今後は、農業や観光等の幅広い分野での交流を促進し、都会・農村との交流等、さまざまな可能性を模索しながら、地域間交流の活性化をめざす必要があります。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①国際交流の促進

- ▶ 外国語指導助手（ALT）の活用や、中学生海外派遣等を通じ、学校教育での国際理解教育を推進するとともに、社会教育での国際理解講座の充実を図ります。
- ▶ スポーツ活動や芸術・文化活動、産業振興等の多様な分野における国際交流活動を支援します。

②外国人への支援の充実

- ▶ 外国語表記や外国語による広報・生活ガイドブックの発行、行政窓口での外国語対応能力の向上等により、在住外国人や外国人観光客等が快適に過ごせる環境づくりに努めます。
- ▶ 外国人の児童・生徒に対する学習支援の充実を図るとともに、日本語ボランティア等在住外国人を支援する住民ボランティア活動を促進します。

③地域間交流の促進

- ▶ 窯業をはじめとし、幅広い地域とのまちの特色を活かした交流を促進するとともに、多様な分野における地域間交流の活性化を図ります。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ 国際理解への認識を高め、進んで国際交流活動に参加する。
- ▶ 友好都市関連の事業に積極的に参加し、住民間の交流を深める。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
地域間交流人数※	650人	720人

※地域間交流協会による交流人数、中学生海外派遣人数、少年スポーツの交流人数の合計。



～生涯スポーツの推進について～

- ・ チャレンジデーをさらに運動づくりにつながるようにすべき。
- ・ 防災無線でラジオ体操を放送してはどうか。
- ・ 病気になるないためのスポーツクラブの立ち上げが望まれる。

～芸術・文化の振興について～

- ・ 文化財やイベントを活用したまちづくりが期待できる。
- ・ 文化財の維持管理や伝統芸能の保存継承のため、後継者の育成をする。

～国際交流・地域間交流の促進について～

- ・ 姉妹都市の提携や観光客の誘致など、国際交流の場をつくってほしい。
- ・ 小中学校では国内外を問わず、姉妹校と連携して生徒たちを交換させてみたり、地域住民も一度外に出て、益子町について見直す機会を持ってはどうか。

第7節 男女共同参画の促進

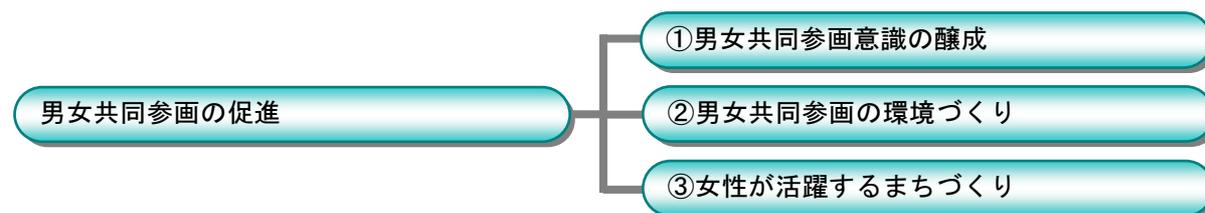
◆ めざすまちのすがた

男女が互いの人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、個性と能力を十分に発揮しています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ 男女が互いの人権を尊重し、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、法制度等の整備は進んでいるものの、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行等が根強く残っています。
- ▶ まちでは、益子町女性団体連絡協議会を中心に、女性講座の開催による学習機会の提供や意識啓発等に努めてきましたが、委員会等への女性の参画が十分ではないなどの課題がみられるため、地域全体の男女平等意識の高揚と男女共同参画に対する理解の促進が必要です。
- ▶ 男女がともに社会のあらゆる分野に参画するためには、働きやすい職場環境づくりや、子育て・介護支援体制の充実が重要であるとともに、男女双方の多様な価値観や発想が取り入れられることで、うるおいと活力に満ちたまちづくりが図られます。
- ▶ 男女共同参画社会の実現が、結果として活力あるまち、さらには社会全体の利益につながることから、地域社会全体の意識の高揚を図り、関係団体との連携を強化しながら、計画的かつ総合的に推進することが求められています。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①男女共同参画意識の醸成

- ▶ 広報紙やリーフレットの発行、講演会の開催等により、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を行います。
- ▶ 関係団体との連携のもと、生涯を通じた各段階で、学校、家庭、地域等のあらゆる場における男女共同参画に関する教育・学習機会の提供に努めます。

②男女共同参画の環境づくり

- ▶ 男女がともに協力しながら子育てや介護ができる環境整備や福祉サービスの充実に努めます。
- ▶ 男女がともに自分らしく働き続けられるよう、性別による格差是正のための意識啓発や、個人のニーズ・生活スタイルに配慮する就労環境づくりを事業所等に働きかけます。
- ▶ 男女がともに仕事や家事、育児、介護、地域生活等との両立を図り、互いの支えあいのもと豊かな生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発を推進します。
- ▶ ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに対しては、各種媒体による防止に向けた意識啓発に努めるとともに、関係機関と連携したネットワークの確立や見守り・相談体制の充実に努めます。

③女性が活躍するまちづくり

- ▶ 学習講座などでの託児サービスの展開等、女性が積極的に社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- ▶ 政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、女性の意欲や能力の向上に向けた学習機会の提供等、人材の育成と活用を促します。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ お互いを思いやる気持ちを持ち、家庭での役割を担い合うようにする。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
委員会等への女性参画率	19.4%	30.0%

第8節 人権の尊重

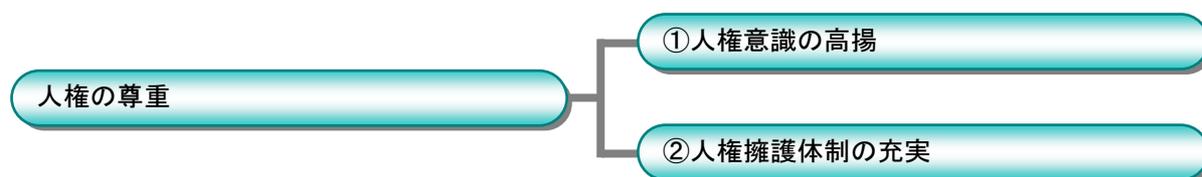
◆ めざすまちのすがた

だれもがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等なまちづくりが進められています。

◆ まちの現状と課題

- ▶ 基本的人権は、日本国憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されているものの、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する不当な差別や暴力、学校・職場等におけるいじめ等、人権侵害は日常的な問題として存在しています。
- ▶ まちでは、児童・生徒に対する人権教室やPTA、住民を対象とした人権講演会を開催するなど、人権に対する意識啓発と理解促進に努めてきました。
- ▶ 人権尊重に関する広報や啓発活動においては、住民の間での意識の浸透がみられる一方で、幼児や高齢者に対する虐待等、新たな問題も出現している状況です。
- ▶ すべての住民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、人権教育および人権意識の啓発を推進するとともに、人権侵害に対する擁護体制や関係機関とのネットワークを強化することが求められています。

◆ 取組の体系



◆ 行政の取組

①人権意識の高揚

- ▶ 学校、家庭、地域、職場等、あらゆる場における人権教育を推進します。
- ▶ 人権週間等の機会をとらえ、各種啓発活動を推進します。

②人権擁護体制の充実

- ▶ 日常生活において生じる人権侵害に対して、関係機関や関係団体との連携のもと、人権擁護委員等による相談体制の充実に努めます。
- ▶ 虐待やいじめ等の人権侵害に対しては、関係機関との密接な連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。

◆ 住民／協働の取組

- ▶ さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深める。
- ▶ 講演会や研修会に進んで参加する。

◆ めざそう値

指標	現状値	目標値（5年後）
人権啓発活動件数	7回	10回